

発行日:令和 6 年 3 月 29 日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

【2次公募】 小規模事業者持続化補助金 ＜災害支援枠（令和6年能登半島地震）＞のご案内

本補助金は、令和6年能登半島地震により生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失被害を受けた小規模事業者の事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等

【補助内容】

・直接的な被害（自社の事業用資産に損壊等）があった方
補助率 **2/3** 以内 上限 **200** 万円

・間接的な被害（売上の減少）があった方
補助率 **2/3** 以内 上限 **100** 万円



【申請期間】

令和6年3月8日（金）～**4月26日（金）**【郵送：当日消印有効】

※申請には商工会議所が発行する確認書が必要になります。また申請書並びに確認書の作成には時間がかかる場合がございますので、当所にご相談の場合は、締切のおおよそ10日前までお願いいたします。

【事業のスキーム】



詳細・申請は下記 URL か右記 QR から
<https://s23.jizokukahojokin.info/noto/>



【お問合せ】 小規模事業者持続化補助金事務局

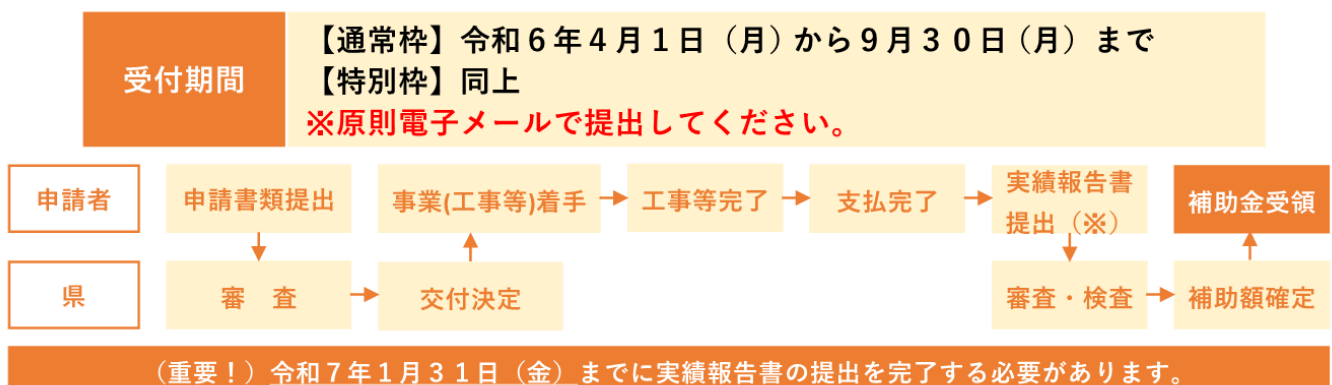
TEL：03-6635-2021（土日祝日を除く 9：00～17：00）

社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入 緊急支援事業補助金のご案内

新潟県では、原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている社会福祉法人、医療法人、学校法人等が行う省エネルギー設備の導入を支援します。

	通常枠	特別枠
補助対象者	以下の要件を全て満たす者であること。 ①新潟県内に社会福祉施設、無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、薬局（保険薬局に限る）、幼稚園等の事業所を有する法人等であること。 ②令和4年1月以降の任意の1か月の収支が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同1か月と比較して5%以上減少していること。 ※収支減少要件は、事業所単位ではなく、法人全体で満たしている必要があります。 ※補助上限額の範囲内で、1法人等につき複数事業所分の申請を可能とします。また、過去に本補助金を活用した法人等であっても、交付された補助金の額が上限額に達していない場合は、追加の申請を可能とします。	
補助対象事業	施設等において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業	施設等において、省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業
補助内容	補助率 <u>2/3 以内</u> 補助対象額 <u>20万円～200万円</u> 補助金額 <u>13.3万円～133.3万円</u>	補助率 <u>3/4 以内</u> 補助対象額 <u>20万円～200万円</u> 補助金額 <u>15万円～150万円</u>
申請受付期間	令和6年 4月1日 （月）～ 9月30日 （月）まで ※予算上限に達し次第、受付を終了します。	

【事業のスキーム】



詳細・申請は下記 URL か右記 QR から

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html>



【お問合せ先】新潟県 福祉保健部

TEL : 025-280-5173 (土日祝日を除く 8:30~17:15)

新潟商工会議所 商業部会、情報・サービス業部会 主催 4/16 (火) 「みらい博 2024」発表会のご案内

この度、当所商業部会、情報・サービス業部会主催/株式会社新潟博報堂様協力により、「みらい博 2024」発表会を開催いたします。“みらい”に関する研究の発表と、脱炭素マーケティングについての講演の2部構成となっています。

多数のご参加をお待ちしております。

【日 時】令和6年4月16日(火) 14:00~17:00

【内 容】第1部「みらい博 2024 ひとりマグマ ～『個』の時代の新・幸福論～」
第2部「生活者の主体的アクションで実現する脱炭素社会とは？」

【会 場】新潟日報メディアシップ 2階「日報ホール」

【参加費】**無料**

【定 員】150名(先着順)

詳細・お申込みは下記 URL か右記 QR から

<https://www.niigata-cci.or.jp/archives/19928>



【お問合せ】まちづくり支援課

TEL : 025-223-6272 MAIL : tmo@niigata-cci.or.jp

国際大学主催 9/16 (月・祝) ~9/21 (土) 4泊6日 2024年度ベトナム現地視察ツアーのご案内

本視察は、海外展開(販路拡大・自社進出)にご関心があるけれど、何から始めたらいいかご不安を感じている企業を対象としています。視察の目的は、企業の海外展開の第一歩を後押しし、海外ビジネスに向けた動きを促すことです。視察の主な内容は「政府機関とのネットワーク構築」と「企業訪問と市場調査会」です。

視察後にはフォローアップ体制があり、企業が実際に海外展開に向けて動き出す際に現地側機関との中間サポートを何度でも担います。視察に同行して帰国後のフォローアップを行うのは、本学で丁寧・親切・分かりやすい教え方に定評のある日本と海外の中小企業経営を専門とする教員です。この機会に、座学だけでは得られない、直接ベトナムに赴いて現地の熱気を体感して海外展開の手がかりを掴む本視察に、ぜひご参加ください。

【日 程】令和6年9月16日(月・祝)~9月21日(土) **4泊6日**

【参加費】コーディネート費28万円(税込)+渡航費・宿泊費の実費

【対象業種】機械または食品関連の製造業(その他業種の方も参加可)

【定 員】20名(最少催行人数10名)

【申込締切】**7月12日(金)**

詳細・お申込みは下記 URL か右記 QR から

<https://www.iuj.ac.jp/jp/social/enterprise/vietnamtour/>

【お問合せ】国際大学 入学・就職支援室 TEL : 025-779-1530

MAIL : edp@iuj.ac.jp



労務管理のお知らせコーナー 3月号

社会保険労務士法人事業創造パートナーズ 社会保険労務士 渡辺 稔

今月のテーマ 「労働条件の明示について Q&A」

会社の経営者・人事労務担当の皆さんは、従業員の皆さんが働くための労働条件を十分に説明できていますか？そこで働く皆さんは自分自身の労働条件を十分に把握していますか。今回は「労働条件の明示」についての基本的なQ&Aをお伝えいたします。



Q. 使用者は採用時に労働条件を明示しなければならないと聞きました。具体的には何を明示すればよいのでしょうか？

A. 労働基準法では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」と規定されています。



Q. 必ず明示しなければならないことはありますか？

A. 必ず明示しなければならないことは、以下の内容です。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項
- (5) 賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む)



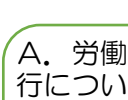
Q. ほかに明示しなければいけないことはありますか？

A. 必ず明示しなければならない事項の他にも、使用者が定めをした場合に明示しなければならないことがあります。

- (7) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項
- (8) 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- (9) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- (10) 安全及び衛生に関する事項
- (11) 職業訓練に関する事項
- (12) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- (13) 表彰及び制裁に関する事項
- (14) 休職に関する事項



Q. 雇用契約書に、「不良品を出した場合、1回につき2,000円の罰金を支払う」と記載されています。問題ないのでしょうか？



A. 労働基準法により、労働者の労働契約不履行について、違約金を支払わせることや損害賠償額をあらかじめ決めておくことは禁止されています。ただし実際に損害が生じた場合に、使用者が労働者に損害賠償請求をすること自体は禁止されていません。



労働条件の明示について Q&A

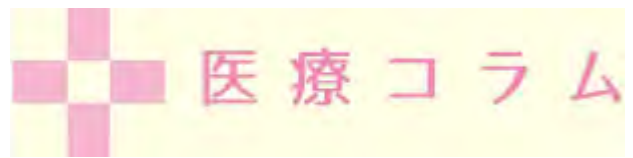
2024年4月から、労働契約の締結・更新のタイミングでの労働条件明示事項が追加されます。詳細は厚生労働省のホームページやパンフレットでも確認できますので、対応方法や労働条件通知書の記載方法など、事前に確認しておきましょう。

疑問に思ったことは、日頃からも労使間でトラブルが生じないように確認をしておくことが大切です。

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp/>

春と自律神経の乱れについて

(一社)新潟県労働衛生医学協会
健康づくり推進部 保健師 丸山 要子



春は、就職や転勤など生活環境が大きく変化する季節です。また、寒暖差が大きく、環境の変化がストレスとなり、自律神経の乱れから体調を崩してしまう人は少なくありません。今回は、自律神経を整える生活習慣についてお話しします。

1 自律神経とは

自律神経とは、血圧や体温の調整のように自分の意思とは関係なく働く神経のことを言います。自律神経には、活動したり緊張しているときに活発になる交感神経と、体を休ませる働きをもつ副交感神経があります。この2つの神経が互いにバランスよく働くことで、私たちは心身の健康を保っています。自律神経のバランスが乱れると、めまいや頭痛、動悸、胃の痛み、疲れやすいなど様々な不調が起こります。精神的には、気持ちの落ち込みや不安を感じることもあります。春は新生活の緊張やストレスに加えて、気候影響もあり、自律神経の乱れにつながりやすいと言われています。

2 自律神経を整える生活習慣

自律神経を整えるためには、交感神経と副交感神経の切り替えをスムーズにするための生活習慣を心がけることがポイントです。

①生活のリズムを整える

起きる時間、寝る時間、食事の時間が、毎日できるだけ同じ時間になるようにしましょう。朝に太陽の光を浴びることも効果的です。

②きちんと食事をとる

1日3食、バランスの良い食事をとることが健康の基本です。ストレスに負けない体づくりのために、タンパク質やビタミン、ミネラル（カルシウム、鉄分）が不足しないようにしましょう。ビタミンは豚肉や果物など、ミネラルは乳製品や大豆、緑黄色野菜、海藻類などに豊富に含まれます。

③自分に合ったリフレッシュ方法を見つける

休養には、体を休める方法だけでなく、趣味や旅行、運動、家族団らんで心身を養う方法もあります。副交感神経を働かせる運動として、ゆっくりと深い呼吸ができる、ヨガ、ストレッチ、ウォーキングがお勧めです。

なお、当会では、管理栄養士や保健師による生活習慣に関するセミナーもおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

TEL : 025-370-1945
(新潟県労働衛生医学協会 健康づくり推進部)





大野 萌子／おおの・もえこ

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、公認心理師、産業カウンセラー、2級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。

相手の話を聞くときのコツ

「傾聴」という言葉が市民権を得て久しく、職場でも相手の気持ちに添った聞き方を実践、もしくは心掛けている人が多いのではないかと思います。しかし、組織は指示命令系統で成り立つものでもあり、部下の気持ちをくんで「この仕事嫌なんだね？ それなら、やらなくていいよ」というわけにはいきません。また、「君のやりたいことは何？」と確認したところで、その仕事を任せられるとも限りません。そうしたジレンマを感じているといった相談も多く受けます。

相談に乗る、悩みを聞くといった場面での傾聴は必要ですが、実は指示や指導にそれを持ち込んでしまうと、正確な指示が伝わりづらくなり、業務自体が滞る可能性が高まります。ですから、場面に応じて使い分けることが大切なのです。

また、気持ちを聞くといっても、相手が満足するまで長々と付き合う必要はありません。忙しくて時間が取れないことも多いと思いますので、「時間の構造化」といって、目安の時間を決めることが重要です。特に、相手が相談者に対して依存的になっているときは、話せば話すほど不安になっていく傾向もあり、時間が決まっている方が安心です。カウンセリングで時間の枠を設けているのはそのためでもあります。

聞く側も、いつまでも終わらない話を聞くとなると、集中力がそがれますから、お互いにとって良い方法です。「これから20分話を聞かね。それで終わらないようなら、改めて時間を設けよう」といった声掛けができると良いと思います。そして、「聞く」ことに徹するためには、相手が話した内容の確認を心掛けてください。「ああそうなのね」と聞き流すのではなく、「〇〇が△△なのね」と具体的な言葉で受け止めることが必要です。正確に受け止めると、話す側は「聞いてもらえた」という感覚が強くなりますし、聞く側の認識違いも修正できます。短い時間でも、こうしたやりとりは十分可能ですので、必要に応じて時間を決めて「気持ち」を聞く場を設定するのが、「聞く」ことを最大限に活用できるコツです。

日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2024年2月結果

業況DIは、コスト増による需要停滞で、悪化続く。先行きは、人手不足と物価高の長期化で慎重な見方。

・ **全産業合計の業況DIは、▲12.9（前月比▲1.5ポイント）**

- 小売業は、消費者の買い控えは継続するものの、好調な百貨店がけん引し、改善した。サービス業は、飲食・宿泊業を中心にインバウンド回復の恩恵を受けるも、人手不足やコスト増が下押しし、ほぼ横ばいとなった。建設業は、公共工事が下支えするも、資材価格の高止まり等で力強さを欠いた。また、製造業は、企業のコスト負担増による設備投資の足踏みを受け、機械器具関係等の需要減で悪化し、卸売業でも、これらの需要減による取引減少で悪化した。
- 物価が高止まりする中、円安や人材確保に向けた賃上げ等、コスト増が重荷となっている。深刻な人手不足や価格転嫁等の構造的な課題も山積しており、中小企業の業況は悪化が続いた。

・ **先行き見通しDIは、▲13.6（今月比▲0.7ポイント）**

- 新年度を見据えた人流の増加による個人消費の拡大や、企業の新たな設備投資等の取組への期待感がうかがえる。
- 一方、深刻な人手不足による受注機会の損失や、長引く物価高による買い控えの継続など、国内需要の停滞が懸念される。コスト増が継続する中、持続的な賃上げに向けた労務費を含む価格転嫁の推進や生産性向上、人材確保などの対応すべき課題が多く、先行きは慎重な見方となっている。

詳細は、日商HP（<https://www.icci.or.jp/lobo/lobo.html>）を参照。